利 用 料 金 表

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

介護老人保健施設
福久ケアセンター
令和8年6月1日現在

訪問リハビリテーション

保険対象	基本単位	訪問リハビリテーション費	・1回あたり20分以上指導を行った場合、1週に6回を限度 ・退院(所)から起算して3月以内に医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合週12回を限度	308単位/回
	加算単位①	サービス提供体制強化加算Ⅰ		6単位/回
		リハビリテーションマネジメント加算イ		180単位/月
		リハビリテーションマネジメント加算ロ		213単位/月
		事業所の医師が利用者等に説明した場合		270単位/月
		短期集中リハビリ実施加算	退院・退所日又は認定日から3月以内	200単位/日
		認知症短期集中リハビリ実施加算	退院・退所日又は認定日から3月以内	240単位/月
		口腔連携強化加算		50単位/月
		退院時共同指導加算		600単位/月
	②	介護職員等処遇改善加算	上記基本単位の1ヶ月分＋加算単位①の1ヶ月分の合計に1.5%を乗じた単位数(単位未満四捨五入)	

介護予防訪問リハビリテーション

保険対象	基本単位	訪問リハビリテーション費	・1回あたり20分以上指導を行った場合、1週に6回を限度 ・退院(所)から起算して3月以内に医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合週12回を限度	298単位/回
			利用を開始した月から起算して12月を超えた場合に減算	30単位/回
	加算単位①	サービス提供体制強化加算Ⅱ		3単位/回
		短期集中リハビリ実施加算	退院・退所日又は認定日から3月以内	200単位/日
		口腔連携強化加算		50単位/月
		退院時共同指導加算		600単位/日
	②	介護職員等処遇改善加算	上記基本単位の1ヶ月分＋加算単位①の1ヶ月分の合計に1.5%を乗じた単位数(単位未満四捨五入)	

●1ヶ月の料金は、上記基本単位と加算単位①②の合計に、厚生労働大臣が定める1単位の単価(10.17円)を乗じた額(1円未満切捨て)の介護保険負担割合証に記入されている負担割合に応じた額になります。

※ ・キャンセル料

利用者様が訪問リハビリテーション等の利用を中止される際には、サービス利用の前日までに事業所へご連絡下さい。利用者様の急変等、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、当日8時30分以降のキャンセルについては、キャンセル料として220円(税込)をご負担いただきます。

・要介護認定の申請前や申請後で認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前又は申請後で認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料(サービス費用の全額)を負担していただきます。また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額負担していただきます。

・要介護認定後、利用限度額を超えた場合

利用者様の要介護度に係る利用限度額を超えた場合は、その超えた分を全額負担していただきます。

・コピー代

サービスの提供に関する記録の複写を、利用者様が請求した場合は、利用者様の実費負担になります。
(1枚あたり10円)

・交通費

通常の事業の実施地域(金沢市・津幡町・内灘町・かほく市(高松町を除く))を超える場合は、
利用者様の実費負担になります。